**平成２４年（フ）第６６２号**
埼玉県越谷市赤山町１丁目246番地
債務者　大関　淳二
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第６７１号**
埼玉県越谷市大字恩間305番地３　レオパレスグローリー305号、住民票上の住所群馬県太田市鳥山中町984番地４、旧住所群馬県太田市由良町1144番地２
債務者　本間　　覚
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第６８２号**
埼玉県越谷市大字大道294番地　ベルリード103
債務者　高橋　美幸
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第６９０号**
埼玉県春日部市西金野井294番地27、住民票上の住所埼玉県さいたま市見沼区大字南中野1177番地５
債務者　関　　法子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第１５９５号**
札幌市厚別区厚別中央５条５丁目５番８―105号
債務者　桐生　　誠
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２０２６号**
札幌市中央区南４条西25丁目１番19号　瀬比亜館円山公園304号
債務者　柳田　明慶
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２０９７号**
札幌市厚別区厚別南１丁目９番１―702号
債務者　高松　敏実
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２２２２号**
札幌市白石区本通５丁目南４番47―307号
債務者　村越　　享
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２２２３号**
札幌市白石区本通５丁目南４番47―307号
債務者　村越　惠子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２２４９号**
札幌市西区八軒８条西３丁目３番25―102号
債務者　神野　秀樹
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２２７７号**
札幌市東区北19条東２丁目３番６―202号
債務者　塩田　貴之
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２３４８号**
札幌市南区藤野４条６丁目15番３号
債務者　佐野　静世（旧姓浅道）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２３７８号**
北海道北広島市大曲並木２丁目３番地１　サーム広島インターＢ棟518号
債務者　平　　絵里（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２４２４号**
札幌市東区北７条東13丁目１番25号　ハイツ高橋102号
債務者　下田友理子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２４５３号**
札幌市西区西野６条６丁目１番６号　ハイツ阿部１階左
債務者　合田　敏史
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２４７７号**
札幌市北区北27条西14丁目３番６号　サマーコート27―202号、申立時の住所札幌市北区北25条西13丁目２番１―201号
債務者　池田　憲昭
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２４７８号**
札幌市北区北27条西14丁目３番６号　サマーコート27―202号、申立時の住所札幌市北区北25条西13丁目２番１―201号
債務者　池田妃富美
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部